

## 楽楽販売クラウドサービス利用特約

御堂筋パートナーズ株式会社（以下「当社」といいます）は、クラウドサービス利用約款（以下「本約款」といいます）に加え、以下の利用特約（以下「楽楽販売特約」といいます）に基づいて「楽楽販売クラウドサービス」（以下「楽楽販売」といいます。）を提供します。

### 第1条（楽楽販売特約の適用）

1. 楽楽販売特約は、楽楽販売を利用する利用者と当社との間で成立する利用契約に対し、本約款に加えて適用されます。但し、本約款と重複する部分については、楽楽販売特約を優先するものとします。
2. 利用者は、楽楽販売の利用を開始することにより、楽楽販売特約にも同意したものとみなされます。
3. 別段の定めのない限り、楽楽販売特約の用語は本約款の定義で用いるものとします。

### 第2条（楽楽販売の種類及び提供条件等）

楽楽販売は、利用者がインターネット上に公開されている Web ページよりログインし、以下の機能を有するシステムを利用することのできるサービスです。

- (1) データを入力・検索・管理する機能
- (2) 前号に付帯するその他の機能

### 第3条（最低利用期間）

1. 楽楽販売の最低利用期間は、以下の日までとします。
  - (1) 楽楽販売：課金開始日から1年が経過する日の属する月の末日
2. 利用者は、前項の最低利用期間中、利用契約の解約はできないものとします。ただし、最低利用期間中の中途解約を希望する場合、前項に定める最低利用期間の終了日までの残期間の利用料金相当額の支払を条件として解約することができます。

### 第4条（利用料金及び支払い方法）

1. 利用者は、楽楽販売の利用に関し、当社が別途定める料金表、見積書、その他利用料に関する書類（以下「料金表等」という。）に基づいて算出した初期費用、月額利用料金及び費用に消費税を加えて支払うものとします。なお、その際に1円未満の端数が生じた場合にはその端数は切り捨てとします。
2. 当社は、楽楽販売利用に関する月額利用料金の計算にあたり、当月1日から当月末日までを1単位として算出するものとし、その他の場合には以下の通り算出します。

- (1) 課金開始日が当月 1 日ではない場合課金開始日から当月末日までの期間について日割り計算して算出します。
  - (2) 利用月の途中で利用料金に変更になった場合（利用プランの変更、オプションサービスの追加等）変更日を境として日割り計算して算出します。なお、日割り計算は、当月 1 日から変更日の前日までを変更前の料金、変更日から当月末日までを変更後の料金として行います。
3. 当社は利用月の末日締めで通知書面を発行し、利用者は、当該通知書面にに基づき利用月の翌月末日までに当社が指定する方法により請求金額を支払うものとします。なお、振込み手数料は利用者の負担とします。但し、当社及び利用者間で異なる支払条件を定めた場合は、かかる条件に従うものとします。
  4. 当社に通知された利用者と通知書面送付先の名義が異なる場合、利用者は、当該送付先名義人と連帯して支払いの義務を負うものとします。
  5. 当社は、いかなる場合においても、利用者より既に支払い済みの利用料金について払い戻し致しません。
  6. 当社は、利用者が本条に定める支払を完了しない場合、本約款第 15 条（利用の停止）の定めに従い、楽楽販売の利用を停止することがあります。
  7. 本約款第 14 条（提供の中止）又は第 15 条（利用の停止）に基づき楽楽販売の提供を中止し又は利用を停止した場合においても、利用者は、当該期間中の利用料金について支払義務を負います。

#### 第 5 条（第三者利用に関する特約）

本約款第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項第 20 号にかかわらず、利用者は、以下の各号に該当する場合に限り、利用者のログイン ID・パスワードを第三者に開示したり、第三者をして楽楽販売の利用環境の閲覧、設定、操作等を行わせたりすること（以下、「第三者による利用」といいます）ができるものとします。

- (1) 利用者自らが楽楽販売を効果的かつ効率的に利用することを目的として、第三者に対して、楽楽販売のシステム構築・カスタマイズ等の業務を委託する場合。
  - (2) 利用者自らが楽楽販売を通じて、自社業務（受発注業務・請求業務・プロジェクト管理業務等をいいますが、これらに限られません）を遂行するために、第三者をして楽楽販売の利用環境を使用させる必要がある場合。具体的には、受発注業務・請求業務を遂行するために第三者に楽楽販売に情報を直接入力させたり、プロジェクト管理のために第三者に楽楽販売の環境を使用させたりする行為をいいますが、これらに限られません。
2. 前項第 2 号において、利用者の業務遂行の一環であっても、楽楽販売を利用者自らの商材やサービスとして、有償・無償問わず、第三者に対して提供、譲渡、貸与、又は第三者による利用はできないものとします。

3. 利用者は、第1項に基づく第三者による利用について一切の責任を負うものとし、万が一、利用者が許諾をした第三者の行為に起因して、当社又は株式会社ラクス（以下、「ラクス社」といいます）に損害が生じた場合、利用者は、当社又はラクス社に対して当該損害を直接賠償する義務を負うものとします。

#### 第6条（外部サービス連携）

1. 前条のほか、利用者は、「外部サービス連携」の利用を希望する場合、本約款等に同意の上、当社所定の手続きに従って申込みを行うものとします。なお、「外部サービス連携」とは、第三者の提供するサービスと当社の提供するサービスを連携させる機能を総称するものであり、「勘定奉行連携」、「freee連携」、等を指しますが、これらに限られません。また、各連携サービスに個別の特約事項がある場合、利用者は本条に加えてこれに同意するものとします。

2. 利用者は、「外部サービス連携」の利用にあたり、別途、連携するサービスを提供する第三者（以下「連携先企業」といいます）との間で、所定のサービス利用契約を締結する必要がある場合、連携先企業との間で必要な契約を締結するものとします。また、利用者は、「外部サービス連携」の利用にあたり必要がある場合、当社又は連携先企業が別途示す手順に従い初期設定を行うものとし、並びに、当社又は連携先企業による初期設定作業が必要な場合には、当社又は連携先企業に対し、設定に必要な情報を通知するものとします

3. 当社及びラクス社は、第1項に基づき利用者から申込みを受けた場合、当該申込みに関する審査を行うものとし、当該審査の結果により「外部サービス連携」の利用申込を承諾しないことがあります。

4. 当社は、連携先企業からのサービス提供が中止された場合、「外部サービス連携」の提供を中止することがあります。

5. 当社は、前項の場合のほか「外部サービス連携」の提供に伴い当社の責め帰すべき事由によらずして利用者に損害が生じた場合において一切責任を負いません。また、「外部サービス連携」に関連して利用者と連携先企業又は第三者との間で紛争等が生じた場合、利用者は自己の責任と負担によりこれを解決するものとし、当社は何らの責任も負いません。

#### 第6条の2（クラウドサイン連携オプション）

1. 利用者は「クラウドサイン連携オプション」の利用を希望する場合、本約款等に同意の上、当社所定の手続きに従って申込みを行うものとします。なお、「クラウドサイン連携オプション」の利用にあたっては、別途、利用者が株式会社弁護士ドットコムの提供する「クラウドサイン」の利用申し込みを行い、利用許諾を受ける必要があります。

2. 当社及びラクス社は、前項に基づき利用者から申込みを受けた場合、当該申込みに関する審査を行うものとし、当該審査の結果により「クラウドサイン連携オプション」の利用申込を承諾しないことがあります。
3. 利用者は「クラウドサイン連携オプション」の利用にあたり、連携に必要な当社所定の情報を当社に通知するものとします。
4. 当社は「クラウドサイン連携オプション」の利用に関連して利用者及びその他の第三者に損害が発生した場合でも一切の責任を負いません。
5. 「クラウドサイン連携オプション」に関連して利用者と第三者との間で紛争等が生じた場合、利用者は自己の責任と負担によりこれを解決するものとし、当社は何らの責任も負いません。
6. 「クラウドサイン連携オプション」を用いて楽楽販売（働く DB）上に保存されたデータには、有効な電子証明書の付与はされません。
7. 当社は、株式会社弁護士ドットコムが「クラウドサイン」の提供を中止した場合や仕様の変更その他の事情によって「クラウドサイン連携オプション」の提供が困難になった場合、「クラウドサイン連携オプション」の提供を中止することがあります。当社は「クラウドサイン連携オプション」の提供の中止によって生じた利用者及び第三者の被った損害につき一切責任を負いません。

#### 第7条（電子帳簿保存法オプション）

1. 利用者は、楽楽販売における「電子帳簿保存法オプション」（以下、本条において「電子帳簿保存法オプション」といいます）の利用を希望する場合、予め、以下の事項を確認し、同意するものとします。
  - (1) 電子帳簿保存法オプションは、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます）に定める国税関係書類（ただし、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する国税関係書類のうち、取引関係書類に限られるものとし、決算関係書類は除きます）及び電子取引（帳票発行及び当該帳票の電子データの保存並びに電子取引の受領電子データの保存）に対応するサービスであること（なお、国税関係帳簿及びスキャナには対応していません）。
  - (2) 利用者は、電子帳簿保存法オプションによる電子データの取扱い又は保存に関する運用が電子帳簿保存法の要件に適合することを、利用者の費用と責任において、確認の上運用すること（関連書類の備付け、法要件に合致するように楽楽販売（働く DB）のシステムを利用すること、電子帳簿保存法の内容及び楽楽販売（働く DB）のマニュアル・サポートサイト等を確認し、利用者が遵守すべき事項を確認した上、これに合致した運用を行うことなどをいいますが、これらに限られません）。
  - (3) 利用者が電子帳簿保存法オプションを解約する場合、解約後においても、利用者

はシステム内の電子データを検索・閲覧等を行うことはできますが、当社がその完全性・有用性、法適合性を保証するものではないことを予め承し、電子データの移行、バックアップ等、並びに、規程の適用・改廃等の必要な措置を、自己の費用と責任をもって実施し、当該電子データが電子帳簿保存法の適用を受けるために必要な措置を講じること。

2. 利用者が前項第 2 号及び第 3 号の確認・運用を怠ったことに起因して、利用者に生じた不利益その他損害（電子帳簿保存法の適用を受けられないこと、税務上の不利益又は損害が生じることをいいますがこれらに限られません）について、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の責に帰する事由がある場合は、この限りではありません。

以上